

報告第 12 号

一般社団法人豊岡観光イノベーション第 4 期の決算及び第 5 期の事業
計画に関する書類について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、別紙の
とおり報告する。

令和 2 年 5 月 29 日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

決算等の状況の報告

一般社団法人豊岡観光イノベーション

事業の概要と成果

豊岡市の2019年の外国人延べ宿泊者数は63,648人泊と過去最高となり、前年と比較して17.2%の伸びとなりました。日本全体では、前年比7.6%増で10,143万人泊と過去最高となりましたが、豊岡市は、国の伸び率を大きく上回る伸びを達成することができました。

国別にみると、台湾などの東アジア地域が上位を占めましたが、年間で最も増加率が高かったのはアメリカ(前年比59.1%増)となりました。WEBサイト「Visit Kinosaki」を通じたWEBマーケティングが効果的な集客に結びついています。2019年からターゲットとした台湾は、7月から開始したSNSやWEBメディアでのプロモーションによる成果(前年比43.8%増)を出すことができました。一方、2018年には好調であったフランスは、瀬戸内国際芸術祭開催の影響を受け、苦戦(前年比15.5%減)しました。

ラグビーワールドカップ日本大会を契機としたプロモーションをメディア広告、WEB広告、Facebook広告などで展開しました。主な出場国(アメリカ、フランス、オーストラリア、イギリス、イタリア、カナダ、ニュージーランド)における期間中(9~11月)の外国人観光客は、日本全体で前年同時期比33.0%増に対して本市は4,205人泊で43.8%増となり、10ポイント以上上回る成果につなげることができました。

今期の経営方針として、①外国人観光客向けWEBサイト「Visit Kinosaki」の更なる流入増を進める、②メディアへの露出を増やし、認知を拡大する、③海外旅行会社の商品造成を促進する、④外国人観光客の地域内の周遊を促し、平均泊数を拡大する、などを掲げて、取り組み、積極的な事業展開により、大きく成果を上げることができました。

WEBサイト「Visit Kinosaki」については、ユーザー数が前年比22.2%増となり、22.7万人がサイトに訪問しました。特に広告を除く流入が前年比35.8%増とサイトの実力が躍進した年となりました。

メディアへの露出については、前年比24.71%増の212媒体で広告換算額2億409万円以上の成果となりました(広告換算できたのは77媒体)。また、海外旅行会社への働きかけによる旅行商品造成も進み、34のツアーが造成されました。外国人観光客の地域内の周遊を促し、平均泊数を拡大する活動として、地域の7事業者と連携し新たに13の体験プログラムを作り、既存の体験プログラムと合わせて、132名に参加いただきました。昨年度の参加者数は53人に対して、大きく参加者を増やすことができました。

以上の結果、損益状況は、営業損失1,566千円、営業外収益7,803千円となり、当期経常利益は6,069千円、税引後の当期純利益は、5,987千円となり、累積赤字を解消しました。

以上、関係者の皆様方のご支援、ご協力をいただき役員・職員日々業務に取り組みました。

一般社団法人豊岡観光イノベーション 組織概要

1. 設立日

平成28年6月1日(水)

2. 社員

豊岡市

WILLER株式会社

全但バス株式会社

株式会社但馬銀行

但馬信用金庫

3. 役員

理事長 中貝 宗治

副理事長 前野 文孝

事業本部長 藤田 尚宏

理事 村瀬 茂高

桐山 徹郎

倉橋 建

宮垣 健生

高宮 浩之

武田 和徳

大社 充

小林 辰美

監事 作花 良祐

4. 事業本部職員

事業本部長(理事、派遣職員) 1名

派遣職員 3名

嘱託・臨時職員 4名

5. 基金拠出額

28,700千円

決 算 報 告 書

第 4 期

自 2019年 4月 1日

至 2020年 3月 31日

一般社団法人豊岡観光イノベーション

(一社)豊岡観光イノベーション
 貸借対照表
 2020年 3月31日 現在

単位:円

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	32,838,475	I 流動負債	6,111,835
1 現金	28,798	1 未払金	1,803,804
2 預金	14,362,195	2 未払法人税等	82,000
3 売掛金	0	3 預り金	25,896
4 前払金	0	4 仮受金	2,937,035
5 立替金	0	5 未払消費税等	1,263,100
6 未収入金	18,447,482	II 固定負債	0
II 固定資産	3,459,948	負債合計	6,111,835
1 有形固定資産	166,614	純資産の部	
・一括償却資産	166,614	I 純資産	30,186,588
2 無形固定資産	293,334	1 基金	28,700,000
・ソフトウェア	293,334	2 利益剰余金	1,486,588
3 投資その他の資産	3,000,000	・繰越利益剰余金	1,486,588
・差入保証金	3,000,000	純資産合計	30,186,588
資産合計	36,298,423	負債・純資産合計	36,298,423

(一社)豊岡観光イノベーション
損益計算書

自 2019年 4月 1日
至 2020年 3月31日

単位:円

科目	金額	備考
I 純 売 上 高		
1) Visit Kinosaki 手数料	919,360	
2) ツア一等売上高	7,582,727	
3) 視察売上高	603,782	
4) 会費収入	1,475,000	小計 10,580,869
5) 委託料収入		
・ Visit Kinosaki 運用	3,894,000	
・ 神鍋インハウント'プロジェクト	3,423,475	
・ 欧米豪 BtoB マーケティング	1,457,815	
・ インバウンド体験プログラム強化事業	1,540,000	
・ インバウンド地域連携事業	931,700	
・ インバウンド受入体制構築事業	898,700	
・ 繁体字 SNS 運用事業	1,400,000	
・ 台湾メディア掲載事業	1,000,000	
・ ITB ベルリン 出展事業	1,041,200	
・ 但馬周遊モデルルート作成業務	220,000	
・ 観光施策評価指標データ収集	1,925,000	
・ 閑散期団体誘客拡大事業	11,000,000	
・ 出石ツアーバス強化事業	655,600	
・ 創業支援セミナー	1,000,000	
・ フラップトヨオカ管理運営	393,840	小計 30,781,330
	41,362,199	
II 売 上 原 価		
1) ツア一関連経費	5,363,252	
2) 委託料関連経費	8,235,000	
3) 視察関連経費	13,000	
4) 体験関連経費	643,087	14,254,339
売 上 総 利 益		27,107,860
III 販 売 費 お よ び 一 般 管 理 費		
1) 給料手当	7,447,429	
2) 賞与	1,184,700	
3) 法定福利費	1,291,464	
4) 広告費	5,888,418	
5) 旅費	1,666,022	
6) 交際費	296,366	
7) 会議費	101,886	
8) 車費	113,451	
9) 通費	432,612	
10) 水道光熱費	272,402	
11) 租税公課	68,650	
12) 消耗品費	512,117	
13) 共益費	240,000	
14) 賃借料	1,392,000	
15) リリース料	736,342	
16) 修繕費	77,960	
17) 保険料	117,275	
18) 支払手数料	2,241,201	
19) 諸会費	11,350	
20) 減価償却費	264,182	
21) 委託修費	3,000,000	
22) 研修費	54,879	
23) 消費税等	1,263,100	28,673,806
営業利益		▲ 1,565,946
IV 営 業 外 収 益		
1) 受取利息	188	
2) 市補助金収入	6,283,111	
3) 県補助金収入	304,000	
4) 雑収入	1,215,616	7,802,915
V 営 業 外 費 用		
1) 支払利息	16,422	
2) 雑損	151,942	168,364
経常利益		6,068,605
税引前当期純利益		6,068,605
法人税、住民税及び事業税		82,028
当期純利益		5,986,577

個 別 注 記 表

自 平成 31年 4月 1日
至 令和 2年 3月31日

1. この計算書類は、中小企業の会計に関する基本要領によって作成しています。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産・・・定率法

無形固定資産・・・定額法

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式により処理しております。

別紙の通り報告致します。

令和 2年 5月26日

一般社団法人豊岡観光イノベーション

代表理事	中 貝 宗 治
理 事	前 野 文 孝
理 事	藤 田 尚 宏
理 事	村 瀬 茂 高
理 事	桐 山 徹 郎
理 事	倉 橋 建
理 事	宮 垣 健 生
理 事	武 田 和 徳
理 事	大 社 充
理 事	小 林 辰 美

別紙監査の結果、適法正確である事を認めます。

令和 2年 5月12日

監 事 作 花 良 祐

事業の概要

5期目となる2020年度は新型コロナウイルスの感染拡大により、世界がいまだかつて経験したことのない状況からの事業スタートとなりました。設立からこれまでインバウンド事業を中心に取組み、成果を上げてきたところですが、各国が街を封鎖、また国境を封鎖したことによりインバウンド消費は消えました。これまでインバウンド市場は拡大してきましたが、インバウンド需要の回復は、相当程度、遅れることは確定的です。新型コロナ収束後、まずは国内観光客の需要を喚起することが必要と考えます。

このため、2020年度は、本格的に国内マーケティングを開始し、新型コロナ収束後タイミングを逃さずに反転攻勢をかけていきます。

新型コロナが収束するまでは、宿泊施設、飲食店等に経営を維持するための有益な情報提供を行うなど、地域の観光関連事業者・観光協会との関係性を強化していきます。

当面は広域の集客活動は行わず、マイクロツーリズムや近隣エリアからの集客から始めます。また、今後将来に渡って持続可能な観光地にしていくために、また、国のGoToキャンペーンの効果を最大化させるために、豊岡市と共同で地域の独自資源と提供価値を再整理し、ポスト・コロナの国内外のプロモーション方針を打ち出します。同時に感染症対策のガイドラインをまとめ、地域事業者に対応を促すとともに、取組みを見える化するなど、観光客の受入環境を整備します。

また、新型コロナの影響による宿泊予約の激減で課題が浮き彫りとなった地域全体の宿泊者データを収集分析し、共有する仕組みの構築を模索します。

コンタクトのある旅行会社やメディアに対しては、これまでの関係性を維持するため、コンタクトを続けていき、WEBサイト「Visit Kinosaki」やSNSの運用は続け、インバウンド顧客の維持に取り組めます。

新型コロナ収束後は、国内プロモーション方針に基づき、国のGoToキャンペーンを活用した集客活動を展開し、反転攻勢による回復を目指します。そして、継続的に国内観光客を誘致する仕組みを構築していきます。また、インバウンドにおいても、プロモーション方針に基づき、集客活動を強化して再開します。

設立して5年目を迎えます。大変厳しい状況ではありますが、前に進まなければなりません。地域の事業者がこの状況を乗り越えていけるよう、役割を果たしてまいりますので、今後ともご指導ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(一社)豊岡観光イノベーション

予定損益計算書

自 2020年 4月 1日

至 2021年 3月31日

単位:円

科目	金額	備考
I 純 売 上 高		
1) Visit Kinosaki 手数料	200,000	
2) ツアー等売上高		
・着地型ツアー、体験プログラム	400,000	
・ふるさと納税返礼品プログラム	300,000	
・旅行会社ツアー	1,900,000	
3) 視察売上高	200,000	
4) 会費収入	1,500,000	小計 4,500,000
5) 委託料収入		
・ Visit Kinosaki 運用	3,894,000	
・ アジアプロモーション事業	2,323,000	
・ WEB 広告運用業務(繁体字)	1,687,000	
・ インバウンド受入体制構築事業	1,344,000	
・ 観光施策評価指標データ収集	1,923,000	
・ SDGs ツーリズム推進事業	406,000	
・ 閑散期団体誘客拡大事業	10,000,000	
・ フラットヨオカ管理運営	400,000	
	<u>26,477,000</u>	小計 21,977,000
II 売上原価		
1) ツアー関連経費		
・着地型ツアー、体験プログラム	320,000	
・旅行会社ツアー	1,600,000	
2) 委託料関連経費		
・閑散期団体誘客拡大事業	9,000,000	
	<u>10,920,000</u>	
売上総利益		<u>15,557,000</u>
III 販売費および一般管理費		
1) 給料手当	10,440,000	
2) 賞与	1,946,970	
3) 法定福金	1,888,507	
4) 広告宣伝費	4,000,000	
5) 旅費交通費	1,000,000	
6) 交際費	300,000	
7) 会議費	100,000	
8) 車通費	120,000	
9) 通信用料	400,000	
10) 水道光熱費	270,000	
11) 租税公課	70,000	
12) 消耗品費	500,000	
13) 共益費	240,000	
14) 賃貸料	1,392,000	
15) リリース料	1,094,496	
16) 保険料	150,000	
17) 支払手数料	2,000,000	
18) 諸会費	12,700	
19) 減価償却費	243,306	
20) 委託費	3,000,000	
21) 消費税等	0	
	<u>29,167,979</u>	
営業利益		<u>▲ 13,610,979</u>
IV 営業外収益		
1) 受取利息	160	
2) 市補助金収入	10,301,000	
3) 国県等補助金収入	0	
4) 雑収入	50,000	
	<u>10,351,160</u>	
経常利益		<u>▲ 3,259,819</u>
税引前当期純利益		<u>▲ 3,259,819</u>
法人税、住民税及び事業税		<u>82,028</u>
当期純利益		<u>▲ 3,341,847</u>

第89号議案

豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年5月29日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

国民健康保険税の税率等の改定及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合における減免規定の整備を行うため。

豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

豊岡市国民健康保険税条例（平成17年豊岡市条例第101号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。

第3条第1項中「100分の4.66」を「100分の4.98」に改める。

第4条中「100分の8.78」を「100分の7.24」に改める。

第5条中「1万8,600円」を「1万9,500円」に改める。

第5条の2第1号中「1万4,100円」を「1万4,600円」に改め、同条第2号中「7,050円」を「7,300円」に改め、同条第3号中「1万575円」を「1万950円」に改める。

第6条中「100分の2.49」を「100分の2.82」に改める。

第7条中「100分の4.64」を「100分の4.02」に改める。

第7条の2中「9,500円」を「1万400円」に改める。

第7条の3第1号中「7,200円」を「7,800円」に改め、同条第2号中「3,600円」を「3,900円」に改め、同条第3号中「5,400円」を「5,850円」に改める。

第8条中「100分の2.7」を「100分の2.28」に改める。

第9条中「100分の7.24」を「100分の4.8」に改める。

第9条の2中「1万2,900円」を「1万1,000円」に改める。

第9条の3中「6,700円」を「5,700円」に改める。

第21条各号列記以外の部分中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第1号ア中「13,020円」を「1万3,650円」に改め、同号イ(7)中「9,870円」を「1万220円」に改め、同号イ(4)中「4,935円」を「5,110円」に改め、同号イ(ウ)中「7,403円」を「7,665円」に改め、同号ウ中「6,650円」を「7,280円」に改め、同号エ(7)中「5,040円」を「5,460円」に改め、同号エ(イ)中「2,520円」を「2,730円」に改め、同号エ(ウ)中「3,780円」を「4,095円」に改め、同号オ中「9,030円」を「7,700円」に改め、同号カ中「4,690円」を「3,990円」に改め、同条第2号中「28万円」を「28万5,000円」に改め、同号ア中「9,300円」を「9,750円」に改め、同号イ(7)中「7,050円」を「7,300円」に改め、同号イ(イ)中「3,525円」を「3,650円」に改め、同号イ(ウ)中「5,288円」を「5,475円」に改め、同号ウ中「4,750円」を「5,200円」に改め、同号エ(7)中「3,600円」を「3,900円」に改め、同号エ(イ)中「1,800円」を「1,950円」に改め、同号エ(ウ)中「2,700円」を「2,925円」に改め、同号オ中「6,450円」を「5,500円」に改め、同号カ中「3,350円」を「2,850円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改め、同号ア中「3,720円」を「3,900円」に改め、同

号イ(ア)中「2,820円」を「2,920円」に改め、同号イ(イ)中「1,410円」を「1,460円」に改め、同号イ(ウ)中「2,115円」を「2,190円」に改め、同号ウ中「1,900円」を「2,080円」に改め、同号エ(ア)中「1,440円」を「1,560円」に改め、同号エ(イ)中「720円」を「780円」に改め、同号エ(ウ)中「1,080円」を「1,170円」に改め、同号オ中「2,580円」を「2,200円」に改め、同号カ中「1,340円」を「1,140円」に改める。

附則第6項及び第7項中「第35条の2第1項」の右に「、第35条の3第1項」を加える。

附則に次の1項を加える。

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免)

16 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限(第14条、第18条又は第19条に規定する特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている国民健康保険税(被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている国民健康保険税であつて、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、第23条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する世帯に対し、国民健康保険税の減免をすることができる。

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」という。)により、世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下この号において「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のいずれにも該当する世帯

ア 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 世帯の主たる生計維持者の前年の法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額(法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額)の合計額が10,000,000円以下であること。

ウ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得額が4,000,000円以下であること。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の豊岡市国民健康保険税条例附則第16項の規定は、令和2年2月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の豊岡市国民健康保険税条例（附則第16項を除く。）の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 基礎課税額に係る課税限度額を63万円とし、介護納付金課税額に係る課税限度額を17万円とすること。(第2条関係)
- (2) 基礎課税額に係る所得割額の税率を100分の4.98とすること。(第3条関係)
- (3) 基礎課税額に係る資産割額の税率を100分の7.24とすること。(第4条関係)
- (4) 基礎課税額に係る被保険者均等割額を1万9,500円とすること。(第5条関係)
- (5) 基礎課税額に係る一般の世帯別平等割額を1万4,600円とし、特定世帯の世帯別平等割額を7,300円とし、特定継続世帯の世帯別平等割額を1万950円とすること。(第5条の2関係)
- (6) 後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額の税率を100分の2.82とすること。(第6条関係)
- (7) 後期高齢者支援金等課税額に係る資産割額の税率を100分の4.02とすること。(第7条関係)
- (8) 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額を1万400円とすること。(第7条の2関係)
- (9) 後期高齢者支援金等課税額に係る一般の世帯別平等割額を7,800円とし、特定世帯の世帯別平等割額を3,900円とし、特定継続世帯の世帯別平等割額を5,850円とすること。(第7条の3関係)
- (10) 介護納付金課税額に係る所得割額の税率を100分の2.28とすること。(第8条関係)
- (11) 介護納付金課税額に係る資産割額の税率を100分の4.8とすること。(第9条関係)
- (12) 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額を1万1,000円とすること。(第9条の2関係)
- (13) 介護納付金課税額に係る世帯別平等割額を5,700円とすること。(第9条の3関係)
- (14) 低所得世帯に対する国民健康保険税の軽減額を所得金額等に応じて定めること。(第21条関係)
- (15) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免の特例を定めること。(附則第16項関係)
- (16) その他所要の規定の整備をすること。

2 附則

- (1) この条例は、公布の日から施行し、改正後の国民健康保険税の減免の特例の

規定は、令和2年2月1日から適用すること。(附則第1項関係)

- (2) 改正後の条例の国民健康保険税の税率等の改定に係る規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市国民健康保険税条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>61万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>61万円</u>とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>16万円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は、<u>16万円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の4.66</u>を乗じて算定する。</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>17万円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は、<u>17万円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の4.98</u>を乗じて算定する。</p>

<p>2 略</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る資産割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の8.78</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>1万8,600円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第21条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌日から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。第3号、第7条の3及び第21条において同じ。)以外の世帯 <u>1万4,100円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>7,050円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>1万575円</u></p>
<p>2 略</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る資産割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の7.24</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>1万9,500円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第21条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌日から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。第3号、第7条の3及び第21条において同じ。)以外の世帯 <u>1万4,600円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>7,300円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>1万950円</u></p>

<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に$\frac{2.49}{100}$を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に$\frac{4.64}{100}$を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について$9,500$円とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 $7,200$円</p> <p>(2) 特定世帯 $3,600$円</p> <p>(3) 特定継続世帯 $5,400$円</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に$\frac{2.7}{100}$を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)</p> <p>第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に$\frac{2.82}{100}$を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に$\frac{4.02}{100}$を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について$1万400$円とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 $7,800$円</p> <p>(2) 特定世帯 $3,900$円</p> <p>(3) 特定継続世帯 $5,850$円</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に$\frac{2.28}{100}$を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)</p> <p>第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当</p>
---	--

<p>該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の7.24</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>1万2,900円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>6,700円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号のア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額した額が<u>61万円</u>を超える場合には、<u>61万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号のオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>16万円</u>を超える場合には、<u>16万円</u>）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>13,020円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世</p>	<p>該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の4.8</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>1万1,000円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>5,700円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号のア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額した額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号のオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>17万円</u>を超える場合には、<u>17万円</u>）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1万3,650円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世</p>
---	---

<p>帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>9,870円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>4,935円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>7,403円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>6,650円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,040円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,520円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,780円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>9,030円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>4,690円</u></p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所屬者1人につき<u>28万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。）1人について</p>	<p>帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,720円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>5,110円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>7,665円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>7,280円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,460円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,730円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>4,095円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>7,700円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,990円</u></p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所屬者1人につき<u>28万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。）1人について</p>
<p>帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>9,870円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>4,935円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>7,403円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>6,650円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,040円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,520円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,780円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>9,030円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>4,690円</u></p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所屬者1人につき<u>28万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。）1人について</p>	<p>帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,720円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>5,110円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>7,665円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>7,280円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,460円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,730円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>4,095円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>7,700円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,990円</u></p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所屬者1人につき<u>28万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。）1人について</p>

<p><u>9,300円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,050円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>3,525円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>5,288円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>4,750円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,600円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,800円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,700円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>6,450円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,350円</u></p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>51万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p>	<p><u>9,750円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,300円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>3,650円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>5,475円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,200円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,900円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,950円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,925円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,500円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>2,850円</u></p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>52万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p>
---	---

<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者 (第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>3,720円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>2,820円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,410円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,115円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,900円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,440円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>720円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1,080円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,580円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,340円</u></p> <p>附 則</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の特例)</p>	<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者 (第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>3,900円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>2,920円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,460円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,190円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,080円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,560円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>780円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1,170円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,200円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,140円</u></p> <p>附 則</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の特例)</p>
--	--

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合には、第3条第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項」又は第36条とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合には、第3条第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免)

16 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限(第14条、第18条又は第19条に規定する特別徴収の場合)については、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている国民健康保険税(被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている国民健康保険税であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、第23条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する世帯に対し、国民健康保険税の減免をすることができる。

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」という。)により、世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下この号において「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のいずれにも該当する世帯

ア 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 世帯の主たる生計維持者の前年の法第314条の2第1項に規定

する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令
(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する他の所得と
區別して計算される所得の金額(法第314条の2第1項各号及び第
2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額)の合計額が
10,000,000円以下であること。
ウ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の
所得額が4,000,000円以下であること。

令和 2 年度豊岡市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 2 年度豊岡市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 552,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 56,373,739 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 5 月 29 日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20. 繰入金		3,371,123	352,000	3,723,123
	2. 基金繰入金	3,313,982	352,000	3,665,982
22. 諸収入		1,724,805	200,000	1,924,805
	5. 雑入	1,133,048	200,000	1,333,048
歳入合計		55,821,739	552,000	56,373,739

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総 務 費		14,134,507	27,200	14,161,707
	1. 総 務 管 理 費	13,463,997	27,200	13,491,197
4. 衛 生 費		4,754,972	147,000	4,901,972
	1. 保 健 衛 生 費	4,183,464	147,000	4,330,464
7. 商 工 費		1,903,334	361,600	2,264,934
	1. 商 工 費	1,903,334	361,600	2,264,934
10. 教 育 費		5,556,352	16,200	5,572,552
	1. 教 育 総 務 費	771,057	16,200	787,257
歳 出 合 計		55,821,739	552,000	56,373,739

令和 2 年 度 豊 岡 市 一 般 会 計
補 正 予 算 (第 6 号) に 関 す る 説 明 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
20. 繰入金	3,371,123	352,000	3,723,123
22. 諸収入	1,724,805	200,000	1,924,805
歳入合計	55,821,739	552,000	56,373,739

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
2. 総務費	14,134,507	27,200	14,161,707
4. 衛生費	4,754,972	147,000	4,901,972
7. 商工費	1,903,334	361,600	2,264,934
10. 教育費	5,556,352	16,200	5,572,552
歳出合計	55,821,739	552,000	56,373,739

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			27,200
			147,000
		200,000	161,600
			16,200
0	0	200,000	352,000

2. 歳 入

(款) 20. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 財政調整基金繰入金	1,917,255	352,000	2,269,255
計	3,313,982	352,000	3,665,982

(款) 22. 諸収入

(項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計
6. 雑 入	1,132,012	200,000	1,332,012
計	1,133,048	200,000	1,333,048

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 財政調整基金繰入金	352,000	財政調整基金繰入金	352,000

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3. 雑 入	200,000	プレミアム付応援食事券販売収入	200,000

3 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
8. 公共交通対策費	322,130	27,200	349,330				27,200
計	13,463,997	27,200	13,491,197				27,200

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3. 予 防 費	255,472	147,000	402,472				147,000
計	4,183,464	147,000	4,330,464				147,000

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 商工振興費	1,131,793	276,500	1,408,293			200,000	76,500
5. 観 光 費	416,457	85,100	501,557				85,100
計	1,903,334	361,600	2,264,934			200,000	161,600

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
18. 負担金、補助及び 交付金	27,200	公共交通利用促進事業費 【都市整備課】 27,200 交付金 27,200 公共交通事業者支援給付金 27,200

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
18. 負担金、補助及び 交付金	147,000	感染症対策事業費 【生活環境課・環境経済課・大交 流課】 147,000 補助金 147,000 感染症予防力向上事業費 147,000

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
12. 委託料	275,000	商工振興事業費 【環境経済課】 276,500 業務委託料 275,000
18. 負担金、補助及び 交付金	1,500	プレミアム付応援食事券販売業務 プレミアム付応援食事券換金等業務 補助金 1,500 地域飲食店応援事業費 1,500
12. 委託料	3,800	観光事業費 【大交流課】 85,100 業務委託料 3,800
18. 負担金、補助及び 交付金	81,300	テレワーク推進計画策定業務 補助金 81,300 市民市内宿泊促進事業費 80,000 豊岡観光イノベーション事業強化費 1,300

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 事務局費	374,630	11,400	386,030				11,400
9. 認定こども園費	27,269	4,800	32,069				4,800
計	771,057	16,200	787,257				16,200

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
12. 委託料		11,400	スクールバス運行管理費 【こども教育課】 業務委託料 通学バス運行管理業務	11,400 11,400
12. 委託料		4,800	認定こども園運営事業費 【こども育成課】 業務委託料 通園バス運行管理業務	4,800 4,800

第91号議案

令和2年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）

令和2年度豊岡市の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,950,640千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月29日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税		1,661,042	△265,000	1,396,042
	1. 国民健康保険税	1,661,042	△265,000	1,396,042
3. 国庫支出金		6,600	30,000	36,600
	2. 国庫補助金	6,600	30,000	36,600
4. 県支出金		6,545,289	20,000	6,565,289
	1. 県補助金	6,545,289	20,000	6,565,289
6. 繰入金		651,296	180,000	831,296
	2. 基金繰入金	0	180,000	180,000
7. 繰越金		1	100,000	100,001
	1. 繰越金	1	100,000	100,001
歳入合計		8,885,640	65,000	8,950,640

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 基金積立金		680	35,000	35,680
	1. 基金積立金	680	35,000	35,680
11. 諸支出金		12,201	30,000	42,201
	1. 償還金及び還付加算金	10,701	30,000	40,701
歳 出 合 計		8,885,640	65,000	8,950,640

令和2年度豊岡市国民健康保険事業特別会計
(事業勘定)補正予算(第2号)に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税	1,661,042	△265,000	1,396,042
3. 国庫支出金	6,600	30,000	36,600
4. 県支出金	6,545,289	20,000	6,565,289
6. 繰入金	651,296	180,000	831,296
7. 繰越金	1	100,000	100,001
歳入合計	8,885,640	65,000	8,950,640

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
3. 国民健康保険事業費納付金	2,431,840	0	2,431,840
9. 基金積立金	680	35,000	35,680
11. 諸支出金	12,201	30,000	42,201
歳出合計	8,885,640	65,000	8,950,640

国民健康保険事業特別会計（事業勘定）

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
50,000			△50,000
			35,000
			30,000
50,000	0	0	15,000

2. 歳 入

(款) 1. 国民健康保険税

(項) 1. 国民健康保険税

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般被保険者国民健康保険税	1,659,642	△265,000	1,394,642
計	1,661,042	△265,000	1,396,042

(款) 3. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
3. 災害臨時特例補助金	0	30,000	30,000
計	6,600	30,000	36,600

(款) 4. 県支出金

(項) 1. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 保険給付費等交付金	6,545,289	20,000	6,565,289
計	6,545,289	20,000	6,565,289

(款) 6. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 基金繰入金	0	180,000	180,000
計	0	180,000	180,000

(単位 千円)

節		金額	説	明
区	分			
1.	医療給付費分現年課税	△247,000	医療給付費	△247,000
2.	後期高齢者支援金分現年課税	△13,000	後期高齢者支援金	△13,000
3.	介護納付金分現年課税	△5,000	介護納付金	△5,000

(単位 千円)

節		金額	説	明
区	分			
1.	災害臨時特例補助金	30,000	災害臨時特例補助金	30,000

(単位 千円)

節		金額	説	明
区	分			
2.	特別交付金	20,000	特別調整交付金(豊岡市分)	20,000

(単位 千円)

節		金額	説	明
区	分			
1.	基金繰入金	180,000	国民健康保険財政調整基金繰入金	180,000

(款) 7. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	1	100,000	100,001
計	1	100,000	100,001

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 繰越金		100,000	前年度繰越金 100,000

3 歳 出

(款) 3. 国民健康保険事業費納付金

(項) 1. 医療給付費分

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般被保険者医療給付費分	1,673,410	0	1,673,410	32,000			△32,000
計	1,673,410	0	1,673,410	32,000			△32,000

(款) 3. 国民健康保険事業費納付金

(項) 2. 後期高齢者支援金等分

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般被保険者後期高齢者支援金等分	558,921	0	558,921	13,000			△13,000
計	558,921	0	558,921	13,000			△13,000

(款) 3. 国民健康保険事業費納付金

(項) 3. 介護納付金分

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 介護納付金分	199,509	0	199,509	5,000			△5,000
計	199,509	0	199,509	5,000			△5,000

(款) 9. 基金積立金

(項) 1. 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 財政調整基金積立金	680	35,000	35,680				35,000
計	680	35,000	35,680				35,000

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
24. 積立金	35,000	基金積立金 【市民課】 35,000 国民健康保険財政調整基金積立金 35,000

(款) 11. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3. 償還金	1	30,000	30,001				30,000
計	10,701	30,000	40,701				30,000

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
22. 償還金、利子及び割引	30,000	返納金 【市民課】 30,000 償還金 30,000 保険給付費等交付金償還金 30,000

国民健康保険事業特別会計（事業勘定）
歳入補正予算総括表

款 名 称	補正前の額	補 正 額	計
1. 国 民 健 康 保 険 税	1,661,042	△ 265,000	1,396,042
3. 国 庫 支 出 金	6,600	30,000	36,600
4. 県 支 出 金	6,545,289	20,000	6,565,289
6. 繰 入 金	651,296	180,000	831,296
7. 繰 越 金	1	100,000	100,001
歳 入 合 計	8,885,640	65,000	8,950,640

(単位 千円)

主	な	内	容
一般被保険者国民健康保険税	△ 265,000		
災害臨時特例補助金	30,000		
保険給付費等交付金	20,000		
基金繰入金	180,000		
繰越金	100,000		

国民健康保険事業特別会計（事業勘定）
歳出補正予算総括表

款 名 称	補正前の額	補 正 額	計
3. 国民健康保険事業費納付金	2,431,840	0	2,431,840
9. 基金積立金	680	35,000	35,680
11. 諸 支 出 金	12,201	30,000	42,201
歳 出 合 計	8,885,640	65,000	8,950,640

(単位 千円)

主	な	内	容
財源更正			
財政調整基金積立金	35,000		
償還金	30,000		